



島根県報

平成31年2月1日（金）

号外第7号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

（道路維持課） 2

道路の供用開始

（ ” ” ） 3

告 示

島根県告示第69号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成31年2月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区間	変更前後の別	敷地の幅員 延長		
県道	外園高松線	出雲市西園町4349番1地先から同番18地先まで	前	メートル 7.60～ 13.25	メートル 48.30	出雲県土整備事務所 拡幅
			後	12.90～ 15.00	48.30	
〃	十六島直江停車場線	出雲市十六島字多井428番3地先から同146番7地先まで	前	5.50～ 7.50	66.00	道路改良工事 拡幅
			後	5.93～ 8.10	66.00	
〃	仁摩邑南線	大田市仁摩町大国25番6地先から同57番3地先まで	前	19.80～ 27.50	204.80	県央県土整備事務所大田事業所 仁摩地区道の駅整備事業 拡幅
			後	19.80～ 83.30	204.80	

島根県告示第70号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成31年2月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	外園高松線	出雲市西園町4349番1地先から同番18地先まで	メートル 48.30	平成31年 2月1日	出雲県土整備事務所	
〃	三瓶山公園線	大田市大田町大田イ2063番1地先から同番5地先まで	9.70	平成31年 2月1日	県央県土整備事務所大田事業所	
〃	田儀山中大田線	大田市大田町大田字長谷イ2378番1地先から同地先まで	97.50	平成31年 2月1日		
〃	和江港大田市停車場線	大市長久町長久イ281番3地先から同イ280番1地先まで	46.30	平成31年 2月1日		